平成２１年（フ）第２２３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松36番地
１　吉川久雄方
債務者　吉川　寿人
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水23番地１
債務者　成田　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
青森県五所川原市大字姥萢字船橋４番地27
債務者　山田　　翼
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前152番地４
債務者　柏崎　好子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井58番地１
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字下畷22番地
１　ソレイユ下畷Ａ棟203号
債務者　米山　悠太
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２０６３号
長野県長野市上松４丁目３―18
債務者　牧野　美重
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２２１号
埼玉県北本市二ツ家４―47―１―101、住民票上の住所埼玉県桶川市大字上日出谷1269―145
債務者　武田　由美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２４２号
東京都江戸川区中葛西２丁目24―13　ソシアル・ホシ・３―103
債務者　軽部　　昶
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２４９号
東京都杉並区高円寺南３丁目32―６―205
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２８９号
東京都江戸川区東葛西９丁目10―１―912
債務者　加藤　清一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２９０号
埼玉県草加市瀬崎町67―４―402
債務者　重田　昌宏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３７号
東京都府中市白糸台３丁目54―29―203、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区新羽町1958番地３シオンⅡ202
債務者　井川　　哉
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３１号
沖縄県沖縄市久保田１丁目14番35号　新垣アパート301号
債務者　親川　和美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３９０号
東京都町田市忠生１丁目18番地15光荘206
債務者　平藤　竜彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部